

福岡県公報

令和 4 年 7 月 22 日
第 317 号

目 次

告 示 (第712号 - 第720号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○解除予定保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	4
公 告		
○意見募集の結果の公示	(中小企業振興課)	4
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	4
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	5
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	5
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	5
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	6
○建設業の営業の停止	(建築指導課)	6
○建設業の営業の停止	(建築指導課)	7
○建設業の営業の停止	(建築指導課)	7
○建設業の営業の停止	(建築指導課)	8
○建設業の営業の停止	(建築指導課)	8

○建設業の営業の停止	(建築指導課)	9
○建設業の営業の停止	(建築指導課)	9
○建設業の営業の停止	(建築指導課)	10
○建設業の営業の停止	(建築指導課)	10
○建設業の営業の停止	(建築指導課)	10
○建設業の営業の停止	(建築指導課)	11
○建設業の営業の停止	(建築指導課)	11
○建設業の営業の停止	(建築指導課)	12
○建設業の営業の停止	(建築指導課)	12
○建設業の営業の停止	(建築指導課)	13
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	13
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	15
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	18
○都市公園の区域の変更	(公園街路課)	20
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	20
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	20

告 示

福岡県告示第712号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 7 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	三潁陽線	前	八女郡広川町大字広川408番2先から 八女郡広川町大字広川200番1先まで	6.4 ～ 12.7	259.2
			後	八女郡広川町大字広川408番2先から 八女郡広川町大字広川200番1先まで	11.4 ～ 13.4	259.2

福岡県告示第713号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和4年7月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 解除予定保安林の所在場所
糟屋郡宇美町大字炭焼字原田谷山283の52
- 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 解除の理由
指定理由の消滅

福岡県告示第714号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年7月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
朝倉市杷木志波字榎3678、3679、3682の1、3684の1、3685の1、3698の1、3699
- 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字榎3678・3679・3682の1・3684の1・3698の1・3699（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第715号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年7月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
北九州市小倉南区大字母原字小松野1628（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第716号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年7月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

八女市黒木町北大淵字野稲堂6867の12

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第717号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年7月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

みやま市瀬高町大草字産女谷917の6

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字産女谷917の6（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやま市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第718号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年7月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

八女市黒木町田代字阿蘇谷1435の1、1435の2、1436の1、1436の3、1437の4、1437の18

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第719号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年7月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

八女市黒木町大淵字冬村向9885の16

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び

八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第720号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和4年7月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

新旧事項	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新事項	177	糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1 粕屋警察署内 粕屋地区交通安全協会 会長 笠原 芳久	糟屋郡粕屋町大字 上大隈147番地1 粕屋警察署内	令和4年 6月28日
旧事項	177	糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1 粕屋警察署内 粕屋地区交通安全協会 会長 初井 健次	糟屋郡粕屋町大字 上大隈147番地1 粕屋警察署内	

公 告

公告

福岡県中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例施行規則案について、令和4年5月27日から令和4年6月26日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり令和4年7月12日に公布しました。

令和4年7月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

商工部中小企業振興課金融係

電話：092-643-3424

メールアドレス：tshinko@pref.fukuoka.lg.jp

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和4年7月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営柳地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	令和4年7月22日から 令和4年8月22日まで	宮若市役所

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の設定の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和4年7月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
角田北部土地改良区	令和4年7月7日

公告

柳川みやま土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和4年7月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏名	住所
松藤 正之	柳川市有明町1400番地1

公告

善導寺町飯田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（

昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和4年7月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所
井上 房江	久留米市善導寺町島682番地1
大場 善高	久留米市善導寺町飯田1361番地
原 清孝	久留米市善導寺町飯田1237番地2
馬場 勝之	久留米市善導寺町飯田263番地
香月 敬一郎	久留米市善導寺町飯田1082番地
馬田 洋	久留米市善導寺町飯田840番地
秋吉 恒久	久留米市善導寺町与田390番地1の1
田島 宏文	久留米市山本町耳納1916番地3
今村 正	久留米市草野町吉木1350番地2

2 退任監事

氏名	住所
原 孝幸	久留米市善導寺町飯田1236番地
樽海 巧	久留米市善導寺町飯田1115番地3

3 就任理事

氏名	住所
西坂 正常	久留米市善導寺町島672番地
大場 重幸	久留米市善導寺町飯田111番地1
原 芳広	久留米市善導寺町飯田1264番地2
馬場 勝之	久留米市善導寺町飯田263番地

香月 義次	久留米市善導寺町飯田1094番地 1
馬田 洋	久留米市善導寺町飯田840番地
徳永 隆	久留米市善導寺町与田762番地
國分 隼人	久留米市山本町耳納1908番地 4
今村 照幸	久留米市草野町吉木1836番地 1

4 就任監事

氏 名	住 所
大場 嘉之	久留米市善導寺町飯田51番地 2
樽海 巧	久留米市善導寺町飯田1115番地 3

公告

鳥飼西田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和4年7月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
熊丸 年昭	久留米市梅満町624番地 4
浅野 一美	久留米市梅満町773番地

2 退任監事

氏 名	住 所
宮原 恭明	久留米市津福本町2134番地

3 就任理事

氏 名	住 所
-----	-----

宮原 恭明	久留米市津福本町2134番地
原 学	久留米市津福本町1925番地

4 就任監事

氏 名	住 所
熊丸 信子	久留米市梅満町765番地 1

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和4年7月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和4年7月8日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社光永工務店	福岡市南区松原六丁目44-1	光永英樹	令和3年10月7日 福岡県知事許可（般-3） 第66046号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

（注）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）

別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和4年7月22日から令和4年7月31日までの10日間

4 処分の原因となった事実

株式会社光永工務店は、令和元年度から3年度にかけ県内の民間発注工事56件において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて、下請契約を締結した。

このことは、同法第28条第1項第6号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和4年7月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和4年7月8日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
博組	福岡市西区田尻1-2-56-903	大塚由博	なし

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

(注) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和4年7月22日から令和4年7月25日までの4日間

4 処分の原因となった事実

博組は、令和元年度から3年度にかけ県内の民間発注工事5件において、建設業の許可を得ずに、建設業法施行令第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を締結した。

このことは、建設業法第3条第1項に違反し、同法第28条第2項第2号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和4年7月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和4年7月8日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
神田組	福岡市博多区吉塚4-6-12-1009	神田悠葵	なし

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

(注) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和4年7月22日から令和4年7月25日までの4日間

4 処分の原因となった事実

神田組は、令和元年度から3年度にかけ県内の民間発注工事5件において、建設業

の許可を得ずに、建設業法施行令第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を締結した。

このことは、建設業法第3条第1項に違反し、同法第28条第2項第2号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和4年7月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和4年7月8日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
笹原組	那珂川市片縄北6-16-7-103	笹原三信	なし

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

(注) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和4年7月22日から令和4年7月25日までの4日間

4 処分の原因となった事実

笹原組は、令和元年度から3年度にかけ県内の民間発注工事3件において、建設業の許可を得ずに、建設業法施行令第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事の範囲

を超える請負契約を締結した。

このことは、建設業法第3条第1項に違反し、同法第28条第2項第2号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和4年7月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和4年7月8日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
溜瀧組	福岡市南区柏原6-38-10	溜瀧 勉	なし

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

(注) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和4年7月22日から令和4年7月25日までの4日間

4 処分の原因となった事実

溜瀧組は、令和元年度から3年度にかけ県内の民間発注工事4件において、建設業の許可を得ずに、建設業法施行令第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を締結した。

このことは、建設業法第3条第1項に違反し、同法第28条第2項第2号に該当する

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和4年7月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 処分をした年月日
令和4年7月8日
- 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
富田組	福岡市早良区野芥5-12-14	富田順一	なし

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

(注) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和4年7月22日から令和4年7月25日までの4日間

4 処分の原因となった事実

富田組は、令和元年度から3年度にかけ県内の民間発注工事7件において、建設業の許可を得ずに、建設業法施行令第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を締結した。

このことは、建設業法第3条第1項に違反し、同法第28条第2項第2号に該当する

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和4年7月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 処分をした年月日
令和4年7月8日
- 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
豊増組	福岡市東区原田2-9-16グ ランツ103	豊増 学	なし

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

(注) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和4年7月22日から令和4年7月25日までの4日間

4 処分の原因となった事実

豊増組は、令和元年度から3年度にかけ県内の民間発注工事2件において、建設業の許可を得ずに、建設業法施行令第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を締結した。

このことは、建設業法第3条第1項に違反し、同法第28条第2項第2号に該当する

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和4年7月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 処分をした年月日
令和4年7月8日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
望月 上	福岡市早良区四箇6-19-30-C203	望月 上	なし

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

(注) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和4年7月22日から令和4年7月25日までの4日間

4 処分の原因となった事実

望月上は、令和元年度から3年度にかけ県内の民間発注工事3件において、建設業の許可を得ずに、建設業法施行令第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を締結した。

このことは、建設業法第3条第1項に違反し、同法第28条第2項第2号に該当する

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和4年7月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 処分をした年月日
令和4年7月8日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
森内組	福岡市西区室見が丘1-15-3-2	森内征司	なし

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

(注) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和4年7月22日から令和4年7月25日までの4日間

4 処分の原因となった事実

森内組は、令和元年度から3年度にかけ県内の民間発注工事5件において、建設業の許可を得ずに、建設業法施行令第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を締結した。

このことは、建設業法第3条第1項に違反し、同法第28条第2項第2号に該当する

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和4年7月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和4年7月8日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
山崎組	福岡市南区長丘2-12-6	山崎哲史	なし

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

(注) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和4年7月22日から令和4年7月25日までの4日間

4 処分の原因となった事実

山崎組は、令和元年度から3年度にかけ県内の民間発注工事5件において、建設業の許可を得ずに、建設業法施行令第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を締結した。

このことは、建設業法第3条第1項に違反し、同法第28条第2項第2号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止

したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和4年7月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和4年7月8日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
イチノセ建設	福岡市南区屋形原3-16-10	一ノ瀬貴政	令和4年2月10日 福岡県知事許可（般-3） 第114948号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

(注) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和4年7月22日から令和4年7月25日までの4日間

4 処分の原因となった事実

イチノセ建設は、令和元年度から3年度にかけ県内の民間発注工事3件において、契約締結当時、建設業の許可を得ずに、建設業法施行令第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を締結した。

このことは、建設業法第3条第1項に違反し、同法第28条第2項第2号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止

したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和4年7月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和4年7月8日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
奥澤組	福岡市城南区长尾4-7-1-303	奥澤裕介	なし

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

(注) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和4年7月22日から令和4年7月25日までの4日間

4 処分の原因となった事実

奥澤組は、令和元年度から3年度にかけ県内の民間発注工事4件において、建設業の許可を得ずに、建設業法施行令第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を締結した。

このことは、建設業法第3条第1項に違反し、同法第28条第2項第2号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和4年7月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和4年7月8日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
谷 組	福岡市早良区野芥8-24-31	谷 睦志	なし

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

(注) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和4年7月22日から令和4年7月25日までの4日間

4 処分の原因となった事実

谷組（谷睦志）は、令和元年度から3年度にかけ県内の民間発注工事5件において、建設業の許可を得ずに、建設業法施行令第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を締結した。

このことは、建設業法第3条第1項に違反し、同法第28条第2項第2号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和4年7月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和4年7月8日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
谷 組	福岡市博多区光丘町1-1-8-703	谷 晴治	なし

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

(注) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和4年7月22日から令和4年7月25日までの4日間

4 処分の原因となった事実

谷組（谷晴治）は、令和元年度から3年度にかけ県内の民間発注工事4件において、建設業の許可を得ずに、建設業法施行令第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を締結した。

このことは、建設業法第3条第1項に違反し、同法第28条第2項第2号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和4年7月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和4年7月8日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
久保澤建設	福岡市西区田尻1-2-56-505	久保澤誠二	令和4年4月28日 福岡県知事許可（般-4） 第115134号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

(注) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和4年7月22日から令和4年7月24日までの3日間

4 処分の原因となった事実

久保澤建設は、令和3年度に県内の民間発注工事において、契約締結当時、建設業の許可を得ずに、建設業法施行令第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を締結した。

このことは、建設業法第3条第1項に違反し、同法第28条第2項第2号に該当する。

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和4年7月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
 - ・録音・録画装置購入
 - ・電話情報分析システム賃貸借契約
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
 - エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
 - オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
 - カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
 - イ 年間売上高
 - ウ 自己資本金
 - エ 流動比率
 - オ 経営年数
 - カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
 - (1) 申請方法
 - 次の書類を知事に提出するものとする。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
 - イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
 - エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
 - カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
 - キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
 - ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
 - ケ 営業概要表（様式第5号）
 - コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組

- 合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和4年8月9日（火曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年7月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

- (1) 調達案件名
録音・録画装置購入
- (2) 調達物品及び数量
録音・録画装置（小型可搬型）4式
録音・録画装置（設置型）29式
詳細は仕様書による。
- (3) 納入期限
令和5年3月31日（金曜日）
- (4) 納入場所
指定場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月福岡県告示第371号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

- ・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和4年8月31日（水曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	電気器具	A A
05	02	電気通信機器	

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2234

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

令和4年7月22日（金曜日）から令和4年8月30日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和4年8月31日（水曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

令和4年9月1日（木曜日）午前10時30分

11 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（消費税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書

面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税込み）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札内訳書の積算が誤った入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (10) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に

くじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
 - ① Audio and video recording equipment (Portable type) 4 units
 - ② Audio and video recording equipment (Fixed installation type) 29 units
- (2) Contract Period : March 31, 2023
- (3) Time Limit of Tender : 5 : 45 P. M. on August 31, 2022
- (4) Unit/ Section in charge of the notice : Supply Unit, Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters
7 - 7, Higashi - koen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8576, Japan
TEL 092 - 641 - 4141 (Ext. 2234)

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和 4 年 7 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

(1) 調達案件名

電話情報分析システム賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和5年3月1日から令和10年2月29日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月福岡県告示第371号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和4年9月8日（木曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2244

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和4年7月22日（金曜日）から令和4年8月30日（火曜日）までの福岡県の休日 を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和4年9月8日（木曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

令和4年9月9日（金曜日）午前10時00分

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。再度の入札は直ちにその場で行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

(9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した

福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A lease contract for Relationship Analyzing system around Telephone call data
- (2) Time Limit of Tender
5 : 45 P. M., September 8, 2022
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters
7 - 7, Higashi Koen, Hakata - ku, Fukuoka City 812 - 8576 Japan
Tel 092 - 641 - 4141 (Ext. 2244)

公告

次のとおり都市公園の区域を変更するので、福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第16条の規定により公告する。

令和4年7月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名称
筑後広域公園
- 2 位置
筑後市大字津島及び大字尾島並びにみやま市瀬高町本郷及び長田地内

3 区域

別図面のとおり（別図面は省略し、その写しを福岡県建築都市部公園街路課、福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所及び福岡県八女県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

4 区域変更の期日

令和4年7月23日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年7月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ゆめタウン南行橋
- (2) 所在地 行橋市北泉三丁目3番3号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

本件申請に関して、特段の支障はなく、特記する意見はありません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年7月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ゆめタウン行橋

(2) 所在地 行橋市西宮市三丁目125番1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

本件申請に関して、特段の支障はなく、特記する意見はありません。